

令和4年12月1日以降に、国土交通省に認められた学校・学科（土木施工管理）

（受検の手引 別冊「指定学科一覧」作成後に認められたもの）

1. 大学・短期大学・高等専門学校・高等学校
2. 専門学校・大学校等
3. 専攻科
4. 指定学科と認められている職業訓練
5. 実務経験年数に算入できる職業訓練

注意事項

- 学校区分ごとに追加した学校・学科を載せてありますが、追加した学校・学科がない場合は「—」と記してあります。
- コース、系列、専攻等の記載がある学科は、**コース、系列、専攻等が記載された卒業証明書**が必要です。
- ※印が記された学科は、指定学科となるための履修条件があり、卒業証明書のほかに履修科目及び単位数が確認できる**成績証明書**または**履修証明書**が必要です。ご自身の履修科目・単位数が履修条件を満たすか確認してからお申込みください。履修条件を満たさない方は「指定学科以外」になります。

1. 大学・短期大学・高等専門学校・高等学校

学 校 名	学 科 名	学 科 コード
大 学		
第一工科大学	建築デザイン学科	10
名城大学	生物環境科学科※（平成17年度～令和2年度の入学者）	11
大阪公立大学	緑地環境科学科	11
千葉大学	総合工学科建築学コース（平成29年度以降の入学者）	11
和歌山大学	システム工学科（環境科学メジャーおよび建築・ランドスケープメジャーを選択履修）※ （令和5年度以降の入学者）	07
明星大学	総合理工学科 建築学系※（平成22年度～30年度の入学者）	10
鳥取大学	社会システム土木系学科 社会経営工学プログラム（令和2年度以降の入学者） ※	01
島根大学	環境共生科学科 地域工学コース（平成30年度以降の入学者）	02
東京家政学院大学	生活デザイン学科（平成31年度以降の入学者）※	10
前橋工科大学	建築・都市・環境工学群 土木・環境プログラム	01
短期大学		
—	—	—
高等専門学校		
苫小牧工業高等専門学校	創造工学科 都市・環境系	01
高等学校		
徳島県立徳島科学技術高等学校	総合技術系建設技術類 環境土木コース（令和3年度以前の入学者）※	01

## 2. 専門学校・大学校等

学 校 名	学 科 名	学 科 コード
大学の指定学科と同等と認められた学科		
—	—	—
短期大学の指定学科と同等と認められた学科		
群馬日建工科専門学校	建築インテリアデザイン科（平成29年度以降の入学者）	10

## 3. 専攻科

学 校 名	学 科 名	学 科 コード
大学の指定学科と同等と認められた専攻科		
苫小牧工業高等専門学校	同校の創造工学科 都市・環境系を卒業後、同校専攻科「創造工学専攻 都市・環境系」を修了した者	01
熊本高等専門学校	高等専門学校の土木工学に関する学科を卒業後、同校専攻科「生産システム工学専攻」を修了した者（令和3年度以降の入学者は※）	01
短期大学の指定学科と同等と認められた専攻科		
—	—	—

※ 該当する専攻科を修了された方は、卒業証明書と専攻科の修了証明書の両方が必要です。

## 4. 指定学科と認められた職業訓練

施 設 名	訓 練 課 程 ・ 訓 練 科	学 科 コード
大学の指定学科と同等と認められた訓練課程・訓練科		
—	—	—
短期大学の指定学科と同等と認められた訓練課程・訓練科		
青森県立青森高等技術専門校	普通課程 土木施工管理・測量科	01

※ 該当する職業訓練を修了された方は、「修了証明書」が必要です。

## 5. 実務経験年数に算入できる職業訓練

施 設 名	訓 練 課 程 ・ 訓 練 科	訓 練 期間
—	—	—

※ 訓練期間のうち実務経験年数に算入できるのは、受検資格に必要な実務経験年数の3分の2までです。

※ 1～4に該当する学科を卒業(修了)した方も、5に該当する職業訓練を修了した場合は実務経験に算入することができます。

※ 修了証明書が必要です。修了証明書が発行されない訓練施設の場合は、「修了証書の写し」を提出してください。